

人権かながわ

横浜弁護士会人権擁護委員会

2010



東名高速由比パーキングエリアより（撮影：海野宏行）

目次

contents

- 会長巻頭言 横浜弁護士会会長 水地 啓子 2
- **特集／労働と人権**
- 1. 非正規雇用問題に取り組む「神奈川労働相談ネットワーク」 同事務局次長 横山 滋 3
- 2. 貧困問題における弁護士の関わり方 委員 沢井 功雄 8
- 事件報告
- 1. レッドページと人権侵害 委員 千木良 正 10
- 2. 違法な取調べや捜査手法に対する警告事件 委員 櫻井みぎわ 12
- 3. 刑務所での宅下げ制限と人権侵害 委員 角田 勝政 13
- 日本社会における無国籍者支援の重要性
- 無国籍者訴訟勝訴判決確定に至る経緯報告と今後の課題 — 委員 小豆澤史絵 16
- 2010年人権擁護委員会の活動 委員長 佐藤 昌樹 18

巻 頭 言

人権救済の調査と
弁護士の人権感覚

横浜弁護士会 会長

水 地 啓 子



横浜弁護士会に入会して、最初に委員に選任されたのが人権擁護委員会委員だったと思います。

その当時から、人権擁護委員会の重要な活動の1つは現在と同じく、やはり人権救済申立事件の調査・救済活動でした。新米弁護士だった私も、先輩方と一緒に調査チームに加えていただいて、弁護人との接見内容が室外から聴取されているという申立に関して接見室の構造について実際に警察へ調査に行ったり、中学校正門前でのビラ配布に関して中学校まで現地調査に行ったりした記憶があります。その頃は、今よりはるかに申立件数も少なかったので、1チームの人数も多く、数人で関係者からの聞き取りや調査にも行っていましたし、報告書作成のための検討会もなされていました。ですから、駆け出しの新人としては先輩方の調査活動にくっついて行って、先輩委員の方々が相手方にいろいろと質問したりされる様子を後ろから覗いて勉強させていただいていたというのが実情でした。それでも調査報告をまとめたりチームで検討したりするのに結構時間も取られましたし、委員会でも救済申立事案についての検討に毎回かなりの時間を割かれていましたので、新米委員としてはまったく生意気なことに、委員会として取り組んでいる例えば両性の平等の問題など部会で検討するような人権問題・テーマとは必ずしも繋がらない個別の人権救済事案にばかり委員会の時間をとられていて良いんだろうかななどという感想を持っていたことを思い出しました。

しかし、人権救済申立事件に適切に対応することが人権擁護委員会の、というより弁護士会の最も基本的な使命であることは間違いありません。当会の会則にも、「当会は、基本的人権擁護の目的達成のために人権擁護委員会を置く」こと、そして、「人権擁護委員会は、必要に応じ、行政庁その他に対し

警告を発し、処分または処分の取り消しを求め、又は問責の手段を講じ、また人権を侵犯された者のために、救済その他適切な措置を取ることを職務とする」と定められているところです。

そればかりでなく、弁護士の通常業務では憲法とか人権を真正面から捉えるような具体的な人権問題に関わることはめったにありませんので、そのような問題に関して、他の弁護士とともに調査し、意見を交わすことは、調査を担当する弁護士自身にとっても極めて貴重な体験であると思います。

弁護士法の1条には、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」が弁護士の使命とされていますが、弁護士になったからといって直ちにいわゆる人権感覚が身につくわけではありません。皆それぞれ違った考え方・感覚を持っているのが当然で、現実具体的に事件を通して、人権感覚を鍛えていくものではないかと思っています。そういう意味では、出来るだけ若い時に人権擁護委員会の活動に参加する機会を得ることが、その後の弁護士としての可能性を広げるものであると思います。

もちろん、個々の人権救済事件が必ずしも普遍化できるものではありませんが、個別事案の背景にはその時々の人権侵害の現状が存在することが希ではないと思います。その時々における人権問題を察知しこれらについて検討して提言等していくこともまた人権擁護委員会の重大な職責であると思います。

これからも、人権擁護委員会委員の活躍に期待するところは極めて大きいものがあります。数多くの救済事件への対応と様々な人権課題に対する調査検討と、委員が何人いても足りないような活動内容だと思いますが、これからも、横浜弁護士会の人権活動の中心として頑張っていきたいと思っています。

特集／労働と人権

非正規雇用問題に取り組む 「神奈川労働相談ネットワーク」 横山滋事務局次長へのインタビュー



インタビュアー 委員 折本和司

「はじめに」

折本（以下「O」）

今日はよろしくお願いします。まず、はじめに、神奈川労働相談ネットワークがどのような団体であるか、設立の経緯等を含め、簡単にご説明いただけますか？

横山（以下「Y」）

私自身は、設立に関わっていたわけではないため、設立の経緯については、一緒に活動している、木村勝利さんのほうが詳しいのですが、ネットワークの設立は、1999年ということになります。横浜弁護士会の鶴飼弁護士や湯沢弁護士、もうお亡くなりになりましたが、神奈川大学の野沢教授といった労働問題に詳しい方々が関わっておられます。1999年といいますと、ちょうどバブル崩壊以後の不景気が長引いて、失業者が増大していた頃でしたので、労働相談ネットワークを立ち上げて、ワンストップサービスと呼んでいます。解雇されたり、退職強要を受けているような労働者の人たちが、ここに来れば、法律的なこと、雇用保険のこと、労働組合作りのことなど、あらゆる相談を受けられるようにということで設立されたわけです。

O なるほど。詳しい活動の内容については、追々うかがうとして、自己紹介を兼ねて、横山さんご自身の経歴を簡単にお話いただけますか？

Y 私自身は、元々、川崎で、長く高校の教師をやっておりました。県立の工業高校で37年間勤務してきました。この神奈川労働相談ネットワークに関わるようになったのは3年前からということになります。

O 学校の教師としては、どのようなことに取り組んでおられましたか？

Y 私は、ずっと工業高校の教師でしたから、生徒に対して、物作りの楽しさを教えてあげることを

自身のテーマとしてやっていました。といいますのも、工業高校というのは、必ずしも、物作りに興味を持っている子ばかりではありません。そういう子供達に興味や関心を持たせ、自信を持たせることや、就職先の確保ということもあって、地域と連携を図り、地元の中小企業に目を向けてもらうことを考えるようになりました。

O そうやって教師をやっておられた横山さんが、神奈川労働相談ネットワークに関わるようになったきっかけはどのようなことになりますか？

Y 私が教員だった当時、かながわ交流という労働者の闘いをともに進める集まりがあって、そこに私も関わりを持っていました。その集まりは、ナショナルセンターの枠を越えた活動を目指したものでした。そこで、私も企画委員をやっていました。教え子の多くは地元で労働者になっていくわけですから、労働者としての権利を守って行く活動が必要という思いがあり、活動をして行く中で、ネットワークの活動を知り、関わりを持つようになりました。

O 今のお話の中で出てきた、元の教え子の人たちの労働問題というのは、具体的にはどのようなことなのでしょう？

Y やはり、工業高校ですと、卒業後の進路は、7割くらいは就職をしていました。現実には就職してみると、あまりに職場環境が悪いということもあって、些細な事情で解雇されたりとか、そういうことが少なからずあるわけです。それで、元教え子からの相談を受けることがあり、就職先の企業と話し合ったり、転職の相談に乗ったりしてあげるとか、そういうことをやっていました。

O ちょっとお話が逸れるのですが、そういった就職後の不適応といったようなことは、また、大変な問題ですね。

Y そうですね。卒業生が就職先と合わないという

ミスマッチのような事態を繰り返し目の当たりにしましたので、そういった事態を少しでも避けるために、高校在学中に、実際の企業で就労体験が出来るように、仕組みを作って行こうということで、インターンシップ制度の導入にも関わりました。今では多くの高校で取り組んでいます。

○ 高校生にとって、実社会に出る前に、そのような経験が出来るのと、出来ないのとでは、人生の選択を考える上で、非常に大きな違いがあるでしょうね。

Y 本間にそう思います。

「神奈川労働相談ネットワークの活動について」

○ いずれにしても、かながわ交流での活動が、神奈川労働相談ネットワークへの活動につながっていったというわけですね。では、今度は、神奈川労働相談ネットワークの活動の内容について、お教え願えますか？

Y さっきもちょっと述べましたが、バブル崩壊後、リストラの嵐で失業者が増大し、悪質な解雇や退職強要が増えていました。それで、そのような状況にある人が、相談し、解決できるところ、そういった窓口を増やしたいということで始めたわけです。特に、ワンストップサービス、つまり、ここに来れば、労働に関することであれば、解決の道筋がつけられるということを目指して活動しています。また、設立以来、年2回、労働相談時経緯研究会を開催しています。弁護士や、行政の労働相談担当者を始め、ナショナルセンターの枠を越えて、連合、全労連、ユニオンの相談担当者が、事例について報告し合い、複雑化、多様化する労働相談への対応を検討、研究しています。

○ 基本的には、ネットワークの事務所で、相談対応をするということでしょうか？

Y もちろん、電話とか来訪でということもありますが、それ以外にも、口コミや、労働センター等色々なところからの紹介がありますが、直接面談して相談を受けることを基本としています。

○ そういった相談を受けて、さらに具体的には、どのような対応をされているのですか？

Y たとえば、法律的なことであれば、弁護士の助言を受けられるように、あるいは労働組合作りでは「1人では入れるユニオン」に相談できるようにしてあげるといった対応をしています。後で触れますが、労働審判制度による救済を図ったりしています。また、労災事故に遭ったということであれば、やはりそういったことに詳しい神奈川労働職業病センターに相談して対応します。失業保険や生活保護の問題なら、どの役所のどの窓口に行けばよいかを助言したり、これも後で触れますが、同行サポートをし、権利保護に協力する等、相談者の実情に応じた対応をしていますね。

○ なるほど。では、次に、具体的な活動を通じて、雇用を取り巻く環境ということについては、何か変化がありますでしょうか？

Y このネットワークを立ち上げたころは、先ほども申し上げたように、バブルが崩壊して、失業者が増大し、終身雇用のシステムが崩れて、悪質な退職強要、つまり、形の上では、自己都合退職ですが、労働者に様々なプレッシャーを掛けて、自己都合退職に追い込んでいくというやり方が横行していました。ネットワークの活動の中心も、こういった企業のやり方に立ち向かって、労働者の権利を守って行くということでした。

○ それが、どのように変わって行ったのですか？

Y 非正規雇用の問題ですね。つまり、ネットワーク設立当初は、正規雇用の問題が多かったのですが、設立後数年経ったあたりから、非正規雇用に関する相談が激増したのです。相談内容に質的变化が生じたのです。

○ なぜそのような質的变化が生じたのですか？



Y やはり、労働者派遣法が制度変更されて、対象業種がネガティブリストからポジティブリストになったり、製造業へ拡大したことがその要因だと思います。

O 具体的には、どのようなことですか？

Y つまり、労働者派遣法は、本来、自分らしい働き方を選択できるという趣旨で出来た制度で、基本的には専門職のみが対象であったはずなのに、制度を変更して、現業労働者、つまり専門職以外の職種まで、制度の対象に加えたことによって、そういった労働者が無権利状態に等しい状況にされてしまったのです。

O なるほど。それで、具体的には、どのような相談が来るようになったのですか？

Y マスコミ報道でも多く報道されてきましたが、いわゆる派遣切りですね。派遣労働者は、正規の労働者に比べて、その地位が極めて不安定です。雇用契約は派遣元、使用者は派遣先ですから、派遣先で必要ないとになれば、働く場を失い、簡単に切られてしまうわけです。そして、次に、どのような職場で働けるかについては、何の保証もないことになります。

O まさに、派遣先の都合で、調整弁的に使えるというわけですね。

Y そうです。これが専門職であれば、別の職場の確保も可能かも知れませんが、現業の一般労働者の場合は、そうは行きません。派遣労働者として働くということは、常にそのような見通しのない状況におかれているわけです。

O 最近、若者が車を買わない、車離れが起きていると、大手の自動車メーカーの社長なんかが発言していますが、そういった発言について、どう思われますか？

Y 若者は、車を買わないんじゃないで、買えないんです。1年先、2年先の収入の目途がついていないのに、ローンが組めるわけではないでしょう。しかも、大手の自動車メーカーやその下請け会社が、このような派遣労働者を積極的に雇っているわけですから、何をかいわんやです。特に、自動車産業なんて裾野が広いですから、大手のメーカーが、率先して、派遣雇用をやめて、直接雇用、正社員雇用をすべきなのです。将来の収入の見通しがつけば、若者だって車を買いますよ。

O なるほど。少し話を戻しますと、労働者派遣法のお話でいうと、日比谷公園の年越し派遣村の開

設で、そういったことへの関心が高まりましたよね。

Y そうですね。私たちが取り組んでいる、まさに派遣切りの問題が、例のリーマンショックで、一気に拡大したので、あの派遣村は非常に注目されました。私たちも、その翌年、新しい取り組みとして、2009年の4月から非正規雇用支援基金の制度を始めたのです。

「非正規労働者等支援基金の 立ち上げと活動内容」

O 非正規労働者等支援基金とはどのような取り組みなのですか？

Y 元々、労働者は、使用者に対して非常に立場が弱いんですが、非正規雇用者はより弱い立場に置かれています。そういった労働者が泣き寝入りをしていないで済むように、特に、労働審判等の法的、制度的な活用が出来るようにということで、基金で弁護士費用を貸し付け、労働問題に詳しい弁護士も紹介するという取り組みです。

O 公的なものでいうと、法テラスに近いような取り組みですね。

Y おっしゃるとおりです。ただ、法テラスと違って敗訴した時は返済しないで良いのです。突然、働き場を失いそうになった労働者にとっては、少しでも受け皿が多いほうがいいということですね。また、せっかく労働審判制度が出来たのだから、それを積極的に利用していくことが大切だということも基金設立の動機としてありました。

O 基金を設立されてからの利用状況はどうですか？

Y 非常に多くの方に利用いただいていると思います。横浜弁護士会の労働事件に詳しい弁護士にもお手伝いをいただき、相当な件数の労働審判の申立を行い、すでに解決したものもかなりあります。（※）

O 参考までに、費用としては、どのくらいを立て替えてもらえるのですか？

Y 大体、一人当たり10万円から15万円です。

O で、解決したら、返却してもらうということですね。

Y そうですね。ただ、先程言いました様に仮に敗訴した場合は、返却いただくなくてよいということにしております。

Q なるほど。基金やネットワークとして、費用をいただいたりはしないのですか？

Y そういったものは一切掛かりません。というか、私たちの活動自体が、実質的にはボランティアでして、交通費くらいしか、ネットワークからもらってないのです。

Q では、ネットワークの方はどうやって生計を営んでおられるんですか？

Y それぞれですが、私の場合は年金ですね。

Q なるほど。ところで、基金としてのその他の活動としてはどんなことがありますか？

Y 最初にもちょっと申し上げましたが、相談者への同行サポートということに力を入れています。

Q 生活保護の手续に同行してサポートをしてあげるといったことですね。

Y そうです。非正規雇用問題とも密接に関連していますが、なかなか就職すら出来ない、家族を養えない等、様々な事情で、生活保護を受けざるを得ない状況の人が増えています。それに対して、行政側の対応が、非常に厳しいというか、中には明らかに不当な対応をしていることが少なからずあります。ですから、申請者が1人で行くと、まともに話も聞いてくれないとか、様々な理由で門前払いをされてしまうという事が起きているのです。そこで、生活保護の受給要件に詳しい人間が同行してサポートしてあげるといったことなのですが、それで、行政の対応がガラッと変わったりすることもあるわけです。

Q 行政の対応に非常に問題があると思うのですが、具体的にはどのようなことを言われて門前払いされるのですか？

Y たとえば、会社の寮を追い出された直後で住所が決まっていないとか、親族の援助が受けられるはずだとか、病気やケガで働けないのに、働けるはずだといったりするわけです。

Q 確か、以前、日弁連の調査でも、行政の窓口対応の3分の2くらいが生活保護法に違反するとした調査結果がありましたが、まさに、行政が、生活保護を受付段階で断る「水際作戦」を取っているという実態なんですね。

Y そうです。だから、私たちも、労働・社会保障事例研究会をやったりして、同行サポーターを養成というか、勉強しながら、申請者に同行する取り組みをしているのです。行政担当者の対応によっては、生命に関わるようなこともありますか

ら、非常に重要な活動と位置づけています。

「今、労働者が置かれた状況と取り組むべき課題」

Q いろいろとお話をうかがってきましたが、こうやって第一線で、雇用の問題に関わっておられて、あらためて、労働者が置かれた状況についてどう感じておられますか？

Y そうですね。先ほど申し上げた派遣切りですが、それが社会問題化し、制度改正論議が俎上に上がってくると、今度は、別の仕組みで、巧みに労働者を使い捨てにする動きもあります。

Q 具体的には、どんなやり方ですか？

Y 派遣や偽装請負ではなく、実際に働く場所で直接雇用されるのですが、2～8ヶ月とかいった非常に短い期間で、有期労働契約が締結されるわけです。そして、それを何度か繰り返しておいてあとは更新しないというやり方です。現に大手の自動車メーカー等でそのようなことが堂々で行われているんです。

Q いわゆる雇止めですね。

Y そうです。前々からあったことではあるのですが、ここに来て雇止めが横行するようになったのは、派遣や偽装請負の問題性が明らかになったことが影響していると思います。派遣法は不十分ながらも改正の動きがあります。キャノンやトヨタ等の大企業が、偽装請負、つまり、実質は雇用なのに、請負という契約形式を偽装することで、雇用契約上の責任を逃れようとしていたことが重大な社会問題となりました。直接雇用をせざるを得なくなったことに対して、短期間の有期労働契約で、その後更新しないという手法で解雇するのです。

Q まるで、もぐら叩きみたいな話ですね。

Y 企業のほうは、とにかく労働のコストを下げるという発想なのです。元々、有期労働契約は、季節労働のような場合には、一定の合理性がありますが、何でもかんでもというようなものではないはずなのに、実際にはそのようなやり方が蔓延しています。

Q やはり、ニュースにもなりましたが、キャノンやトヨタ等、日本を代表するリーディングカンパニーがそのようなことをやっていることが大きいですね。

Y そうですね。いかに常態化しているかというところ、たとえば、大手企業の工場の中で、その人にしか出来ない熟練した技術を持っている人ですら、派遣や偽装請負、あるいは有期雇用だったりします。また、企業は、抜け道的なことを平気でやったりします。NSKのケースでは、13年間、派遣になったり、請負になったりして、契約形態がころころ変わっていたんです。3年以上継続すると、直接雇用を義務付けられるので、それを避けるためなんです。雇われているほうは何故変わるのか知らされていないわけです。ある日、いきなり雇用を打ち切られて、ユニオンに加盟して交渉してみても初めて実態がわかったりするんです。もちろん、大手企業ですから、正社員の労働組合があるんですが、チェック機能が果たせていないということもあります。



「目指すべき社会に向けて」

Q いろいろお伺いしましたが、最後に、今のネットワークでの活動を踏まえて、我々弁護士や、このインタビューを読んでいる人に向けてメッセージをいただけませんか？

Y まず、これは、私たち、この日本で暮らす人間がみんな考えるべきことですが、私たちはどういう社会を目指すべきかということですね。リーマンショック以降、雇用者の切り捨てと格差拡大、貧困化は本当にひどい状態になっていると思います。本来であれば、こういうときこそ、大企業に内部留保を吐き出させ、雇用と働き方の法規制を強化するべきなのに、逆を行っています。会社が儲けることが悪いわけではないですが、日本の大企業は内部留保が大きすぎます。中小企業を含めてきちんと所得の再分配が出来るシステムとセーフティネットの整備が必要です。突き詰めると、今のアメリカ型の弱肉強食的なシステムと維持するのか、北欧型の高福祉高負担でも信頼出来るシステムを目指すのかということなんです。

Q それは、よく言われることですが、少なくとも、雇用や年金にしても、医療や社会福祉にしても、セーフティネットがきちんとしていない社会は、モラルが崩壊するし、安定した発展は築けないと思います。今の日本が疲弊しているのは、実はそういったことが一番大きいんじゃないかと最近とみに実感します。

Y 本当にそのとおりで、日本で、年間3万人も自殺し、労働現場でもうつ病の人が増えているのは、まさにそういう状況の悪化が理由だと思います。あと、このような社会の混乱に付け込むいわゆる貧困ビジネスといわれるものも増えています。

Q で、我々弁護士へのメッセージはいかがでしょうか？

Y 私たちの活動も、心ある弁護士の人たちの協力無くしては成り立ちません。そういった意味でも、1人でも多くの弁護士の人たちに、労働者を守るための活動に参加していただければと思います。特に、労働審判制度は、早期に救済が図られるということでも非常に意義があるのです。私は、こういった制度を活用し、泣き寝入りしない労働者がもっと増え、救済が図られることが、人権を保障させ、民主主義を育てることにつながると感じています。やはり、働く者の人権は法律に書かれているだけでなく、闘わなくては実現できないものだと思います。どうかよろしくお願いします。

Q 今日は、どうもありがとうございました。

神奈川労働相談ネットワークの連絡先

横浜市神奈川区鶴屋町3-30-1 農機会館5F2

電話&FAX 045-628-9542

特集／労働と人権

貧困問題における
弁護士に関わり方

委員 沢井 功雄



年越しテント村での体験

2008年後半から、世界的な金融不況の影響が、日本にも及び、大量の解雇者が続出した。そのうちの多くは、有期契約社員、派遣社員、パート、アルバイト等の非正規労働者であった。一昔前なら、クビを切られても、仕事を探せばすぐ仕事は見つかった。家を追い出されることもなく、家族がいても、何とか食べさせていくことができた。でも、今回はどうも様子が違う。

私が、弁護士登録したのが、2008年12月。年末年始に日比谷公園で「年末年越し派遣村」が実施された。とにかく訳がわからず、行ってみた。ワーキングプアと呼ばれる10代から40代の層は、仕事が無くなると、住んでいた寮を追い出されてしまう。不況で、仕事が見つからない。貯金もない。結婚していない。頼れる家族や友人もいない。路上に出て生活せざるを得ない。みな、人生打ちのめされ続けて生きてきて、自信が無いように見えた。法律相談などほとんどしたことがないのに、朝から、食事の休憩もなく、吐く息が白く、寒く、手足の感覚が無くなってくる夜まで、いきなり数十件の法律相談を数日間した。当然ではあるが、法律だけで、その人の人生が変わるわけではない。己の無力さを感じた。相談しながら、テントの前を横切っていく、政治家、芸能人、マスコミ、野次馬を見て、あなたたちは、何をどうしたいんだ、ただ見てないで、早くこの状況を何とかして下さい…と思ったりした。他人事ではあるが、相談者の方々の今までの人生、今後の人生を考えると、これはもう他人だからと言って、放っておいてよい問題では到底ない。何もできなくても、とにかく何とかしないとイケないと強く感じた。

反貧困ネットワークの活動

そう思い立って、この2年間、貧困問題に関わってきた。とはいっても、貧困問題の定義がそもそも

大変難しい。代理人として、事件にかかわり、良い判決なり、和解を勝ち取ればよいと言うだけの問題ではない。一昔前なら、路上生活者支援になるだろうし、そのような支援活動も、当然貧困問題にあたるだろうが、その人の人生すべて受け止めて、自立できるようになるまでの総合的な支援が必要なのが貧困問題である。弁護士だからここまでしなくては良いと簡単に線引きできるような問題ではない。

そのような意思のもと、貧困活動の中心的存在として、反貧困ネットワーク（代表宇都宮健児弁護士〔日本弁護士連合会会長〕、事務局長湯浅誠〔自立生活サポートセンター・もやい〕）が存在するが、2009年3月より、反貧困ネットワーク神奈川を発足させ、反貧困ネットワークの神奈川県下の活動母体として、貧困問題に取り組む多様なNPO・市民団体・労働組合員、弁護士、司法書士の有志が集まり、人間らしい生活と労働の保障を実現し、貧困問題を解決するために、交流や連携をすることを目的として、（1）定例相談会（毎月第4金曜日14時から16時、神奈川県司法書士会館にて）や年末等の特別相談会（①2009年4月30日、5月1日、かながわ「派遣村」、横浜公園、②2009年12月27日、ワンストップかながわ相談会、沢渡中央公園、③2010年12月19日、年末ワンストップ大相談会inかながわ、横浜弁護士会後援、横浜大通り公園、（2）学習会・各種イベント・ホームページなどを通じての社会的問題意識の喚起等の活動をしてきている。

弁護士としての活動

弁護士個人としても、貧困問題に関して、個別・具体的な事件に多くかかわってきており、貴重な経験をしてきた。生活保護を受給するだけのことがいかに大変なことか。受給要件をみたしていると判断しても、生活保護の申請に同行すれば、時には半日かかってしまうような長い長い聴き取りが待っている。そのような対応になってしまうのは、後を絶

たない不正受給者がいることが一番大きいのではあるが、生活保護の緊急性を感じて速やかに対応する調査員、ケースワーカーは多数派であるとはいえなかった。神奈川県下の自治体で、たらい回しになりそうになる、後日書類をそろえて、弁護士抜きで来て下さい等と言われ、やり合ったことも多かった。事務所に数日間行かず、1日何件か各自治体に生活保護申請のはしごをしたこともあった。余りにも疲れ切って、相談者の車で眠りながら送ってもらい、相談者の家で、一緒にご飯を食べて、昼寝をさせてもらっていたら、胸が苦しくなり、起きてみたら、未熟児3人が、体の上に乗かって、飛び跳ねていたりしたこともあった。

雇用保険についても、大分詳しくなった。電話で聞くよりついだと思って、依頼者と一緒に相談に行ったハローワークは、バーゲンのような大繁盛であった。たまさか行ったハローワークで、生活保護申請に同行したことのある方が、求職中で、私を見て、力無く首を振っていた。求職中、戸籍、住民票では死亡したことに気づき、失踪宣告を取り消してほしいと相談を受けたことがあった。セーフティネット貸付制度の運用機関である社会福祉協議会は、お金を貸し付けてくれるだけではなく、米をそのまま貸してくれることも知った。

債務整理を受任して、借入した際の住所がわからない、覚えていないという方が多かった。労働相談を受けて、会社に交渉に行き、会社の方、7、8名に囲まれて、威圧的な態度で迫られて、真っ向からやりあったこともあった。離婚の相談を受け、うつ病で、自殺未遂したと電話があり、あわてて駆けつけたら、手首に絆創膏1枚貼ってあっただけのこともあった。

パーソナルサポートサービスの活動

話は戻るが、2009年から2010年にかけて、貧困問題のあり方も変容してきているように思える。2009年は、とにかく、緊急性が高い事案が多く、生活保護を受給させる、住居の確保することに重点が置かれていた。2010年に入ってから、2008年後半ほどは、大量解雇のような事態は無くなってきており、一旦ドロップアウトした層が、求職しても、短期の雇用しかなく、失職してしまい、スパイラルにはまったままの状態が続いてしまっている。ますます貧困の格差は進んでしまい、生活状況は変わらず、生活

環境を変えられないまま、社会からの疎外感を感じ、メンタルにも問題を抱えてしまうことが多いように思える。このような層には、継続的、総合的なケアが必要である。

反貧困ネットワーク神奈川と私の、2010年は、貧困層への貧困問題への解決に、そのような継続的、総合的なケアが必要であるにもかかわらず、そのような手段が乏しく、手詰まりになっていたことであった。ところが、行政によって、そのような状況が一気に打破されそうになっている。2010年5月から、内閣府により、パーソナルサポートサービス検討委員会が発足した。パーソナルサポートサービスの一元的な概念整理は難しいが、要は、孤立した貧困層の生活再建をマンツーマンで伴走支援(この人には、このような問題点があるから、この専門家をつけて支援しようということ)するプロジェクトである。第1次モデル事業として、釧路、京都、福岡、沖縄、横浜が選定されており、横浜市では、2010年12月24日から、2012年の3月末日まで、横浜市の委託事業として、週6日間、10時から17時まで、横浜STビル1階に、常設の相談場所を設けて、パーソナルサポート(相談及びコーディネート)を行う。横浜市は、各方面のNPOが結集しており、第2次モデル事業11か所をあわせても、パーソナルサポートサービスの理想型と言われている。横浜市以外の第1次モデル事業の4か所には、日弁連の貧困対策本部の肝入りもあり、弁護士が積極的に関わっているが、横浜市は、これだけ大きい事業になっているにもかかわらず、弁護士が、全く関わっていなかった。日弁連からの直接の要請で、あわてて、横浜市のパーソナルサポートサービスの研修会議に赴いたところ、すでに事件、活動等を通じて、既知のNPOの方々ばかりであった。土足でずかずか入り込んでいくような形になったが、非常に仕事のしやすいメンバーばかりであるし、週1回は、弁護士の法律相談枠を入れてもらうことにしている。

反貧困ネットワーク神奈川の会員である弁護士は、当然参加するが、パーソナルサポートサービスのような、現時点での貧困問題の解決策としての一番の到達点に、より多くの横浜弁護士会の弁護士が関わり、大きな運動を作り上げていく必要がある。会議だ、手続きだ、順序だの議論を繰り返している間にも、パーソナルサポートサービスは、どんどん進行していく。横浜弁護士会貧困対策本部の一日も早い迅速な英断が望まれるところである。

事件報告

レッド・パージと人権侵害

委員 千木良 正



1 レッド・パージとは

戦後占領下の日本において、GHQの指示や意向を受けて、多くの共産党員及びその同調者が公職や企業から追放されました。いわゆるレッド・パージです。その数は、1949年から1950年にかけて、少なくとも3万人前後に及んだと言われています。

レッド・パージにより解雇等を受けた方々の中には、企業等を相手方として訴訟を提起し、司法による救済を求めた者も多数存在しました。しかし、中外製薬最高裁決定（昭和27年4月2日決定・民集6巻4号387頁）にみられるように、多くの裁判では、「マッカーサー指示は超憲法的効力を有する」などとして、原告らの請求を退けていました。そのため、レッド・パージにより解雇等を受けた方々は、長年にわたり、何らの救済を受けることもありませんでした。むしろ、レッド・パージ後も、共産党員であることを理由に再就職が困難となるなど生活に支障を来していた人も多くいたほどでした。

2 弁護士会への人権救済申立

レッド・パージにより解雇等を受けた方々は、人権救済において司法が十分な役割を果たしてこなかったと考え、2004年から、人権救済のための最後の砦として全国の弁護士会に人権救済申立を求めるようになりました。これまでに、日本弁護士連合会、長崎県弁護士会、仙台弁護士会、札幌弁護士会、茨城県弁護士会、群馬弁護士会、京都弁護士会、福岡県弁護士会などに申立がなされています。

そして、横浜弁護士会にも、2006年5月、1949年から1950年にかけて勤務先から解雇され、又は免職もしくは休職の処分を受けた18名の方々（内訳は、1人は地方自治体職員、2人は公立学校教員、1人は公社職員、残りの14人は民間企業従業員。全員、解雇当時は共産党員）からレッド・パージによる解雇等の人権侵害について、国に対してその救済措置

を求める人権救済の申立てがなされました。

申立人らは、レッド・パージによる解雇等は、申立人らが共産党員であることを理由としたものであり、これは、特定の思想・信条を理由とする差別的取扱いとして、思想・良心の自由、法の下での平等等に違反する人権侵害であると主張していました。

3 横浜弁護士会としての判断

その後、横浜弁護士会は、3年以上にわたる調査を行い、2010年2月18日、国に対して名誉回復や補償を含めた適切な措置を講ずるよう勧告しました。その理由は、以下の通りです。

日本共産党は、レッド・パージの当時においても、合法政党とされていました。したがって、合法政党に所属しているというだけで解雇等をするということは、当該解雇等を正当化する理由にはなり得ず、むしろ端的に特定の団体に所属していることを理由に差別的取扱いをしたものとして、結社の自由の侵害になると判断しました。

しかも、当該団体が政党の場合、その団体に所属していることは、その者の思想信条と密接不可分な関係にあります。したがって、共産党に所属していることを理由として解雇等をすることは、結社の自由の侵害とともに、特定の思想を有していることを理由とする差別的取扱いになりますので、思想・良心の自由の侵害にも該当すると判断しました。

たしかに、連合国による日本の占領下では日本政府及び各企業は、マッカーサー指令に従わざるを得ない立場に置かれていました。そしてレッド・パージは、一般的には、GHQの指示や示唆にもとづいて実施されたものとされていました。

しかし、レッド・パージが行われる契機にはGHQの指示や示唆があったとしても、日本政府や企業自身もまた、レッド・パージを積極的に推し進めようとしてきたことが認められると判断しました。その結果、3万人にも及ぶ人たちが、その犠牲

となり、職を失い、名誉を毀損されましたが、その広汎な被害の重大性、人権侵害の深刻さに照らしても、ことに日本政府の責任は重いと言わなければなりません。

さらに、1952年4月28日、連合国と日本国との間の平和条約が発効しましたが、それ以降は、連合国の占領は撤廃され、日本国に完全な主権が確立しました。したがって、日本国の主権回復後は、日本政府は、自主的にレッド・パージによる被害の回復を図り、被解雇者の地位と名誉の回復措置をとるべきでした。しかし、日本国は、これを放置・容認し、現在に至るまで何らの人権回復措置を行っていませんでした。

以上の事実等を理由として、横浜弁護士会は、日本国に対し勧告を行ったのでした。

4 弁護士会がレッド・パージ問題を取り上げる意義

レッド・パージは事件発生後半世紀以上が経過していますし、占領下という当時の特殊な政治情勢や社会状況を考えますと、弁護士会という法律家団体がこのようなすぐれて政治的な問題に関わることに疑問を持つ人もいるかもしれません。

たしかに、レッド・パージは事件から60年が経過していますが、たとえどれだけの時が経過しても、未だ被害回復がなされていない重大な人権侵害事案が存在し、その被害に苦しむ人々が現存し、救済を求める申立が弁護士会になされた以上、人権擁護を使命とする弁護士会としては、これを放置することはできません。

むしろ、レッド・パージという歴史的な大事件について、弁護士会が法律家団体として政治的観点を排し、あくまで法的観点から人権擁護の視座に立ってこれを検証し、申立人らを含めレッド・パージにより解雇された者らの人権救済を図ることは極めて重要な意義があると思います。

職場において思想・良心の自由、法の下での平等などが保障されるべきことは、過去の問題ではなく現代的な人権課題です。まして、政府などの権力機関が自らこれを侵害したり、その侵害を推進し助長するなどの行為が、決して繰り返されてはなりません。現在及び将来にわたり、職場において思想差別が繰り返されないようにするためにも、過去の人権侵害に対してその侵害事実と責任を認め、救済をしてい

くことは極めて重要であると言えます。

以上の観点から、横浜弁護士会は、内閣総理大臣に対し、人権侵害に対して、申立人らの被った被害の回復のために、名誉回復や補償を含めた適切な措置を講ずるよう勧告したのでした。なお、弁護士会に対する人権救済申立事件については、横浜弁護士会のほか、これまでに日本弁護士連合会、長崎県弁護士会、仙台弁護士会においても、国に対する勧告を行っています。

現在の国内の情勢を考えると、国に対して抜本的な解決を図るための施策を講じさせることは様々な障害があると思います。しかし、60年という長きにわたり名誉を侵害されてきた方々のご苦勞、そして、残念ながら、生涯背負い続けた人権侵害の回復を見ることなく亡くなられた方々の無念さに思いを致すとき、一日も早く、国が弁護士会の勧告の趣旨を真摯に受け止め、パージされた方々の名誉を回復させるための措置を講じることが強く期待されます。

事件報告

違法な取調べや捜査手法 に対する警告事件

委員 櫻井 みぎわ



2010年12月10日、横浜弁護士会は、同人権擁護委員会に人権救済の申し立てのあった事件について、取調べや捜査方法が違法で、人権侵害があったことを認め、神奈川県警本部長および相模原南警察署長に対し、今後かかる捜査や取調べを行わないよう警告しました。この件について報告します。

【事件の概要】

申立人Aさんの申立の概要は以下のとおりです。

事件の発端は、申立人と親しくしていた人物Bさんが突然行方不明になったことでした。

まもなく警察はAさんへの事情聴取を開始し、その後、被疑者不詳の殺人被疑事件としてAさんの所持品等の搜索差押を行い、その日の早朝にAさんの自宅を訪れ、警察への任意同行を求めます。Aさんの申立によると、Aさんが任意同行の申し入れに応じ、警察に赴くと、すぐさまポリグラフ検査が実施され、その後事情聴取が行われたとのことでした。その後も、警察は、まるでAさんを殺人と死体遺棄の犯人扱いで「お前がやったんだろう」「遺体の場所を教えろ」などと大声で迫り、机の脚を蹴ったりしたほか、自営業であったAさんに対し「仕事を出来なくしてやるぞ」などとの脅迫も行われたということです。さらに、取調べは、黙秘権の告知もないまま、夜9時頃まで続き、その日の取調時間はのべ10時間半にも及び、いったん帰宅したものの、翌日も、前日と同様に、大声で怒鳴る、机の脚を蹴るなどのほか、「仕事をできなくしてやる」などの脅迫的な取調べが繰り返され、やはり黙秘権の告知のないまま、約12時間もの拘束されていたということでした。

さらに、その翌日にも早朝から警察官が自宅に迎えに来て任意での事情聴取を求めています。Aさんは体調不良を理由に断ります。その日から、警察はほぼ連日Aさん宅を訪問し、警察への出頭及び任意での事情聴取に応じるよう求めます。一時的に自宅への訪問がとぎれることはありましたが、警察官

が連日自宅に訪れての出頭要請はほぼ1年間続いたということです。

また、その一方、警察は、Aさんの親戚、友人、仕事関係者、近隣者など多数の知人に対する、聞き込みを行い、その際、聞き込みをした警察官は、AさんがBさんを殺害した犯人であるとかその可能性が極めて高いなどと、犯人と決め付けるような発言を繰り返していたとのことでした。その結果、Aさんは、多くの知人からも距離を置かれ、取引先からも仕事を打ち切られ、精神的にも追い詰められ、家に閉じこもることを余儀なくされたとのことでした。

本件は、このような警察の捜査手法が人権侵害にあたるとして、人権救済の申立がなされたものです。

【事件の調査等】

担当の事件委員会では、Aさんから事情を聴取する一方で、警察からも事情を聞くべく、面談や書面による調査を申し込みましたが、捜査中の事件ということで、調査への協力を拒否されました。その他には、Aさんの妻やAさんの知人で警察から事情を聞かれた人たちからも事情聴取を行いました。Aさんの知人の方々からも、Aさんの申立内容を裏付ける事実が確認できたほか、Aさん本人が事件の経過や警察とのやりとりについて詳しく記録を残し、写真や録音などの資料が多数存在していたこともあって、事件委員会としては、Aさんの申立てた事実について、ほぼ申立どおりの事実を認定しました。

【事件委員会の判断】

まず、任意同行による長時間の取調べについては、「お前がやったんだろう」などと実質的に被疑者として取調べをしておきながら、他方で全く黙秘権の告知がなされていなかったこと、大声を出す、机の脚を蹴る、などのほか「仕事を出来なくしてやる」

などのあからさまな脅迫があったこと、取調べは10時間半以上にも及んだこと、などから、違法な取調べであり、人権侵害があったと認定しました。

また、その後の、任意同行を断って以降の連日の出頭要請については、ほぼ1年間にわたり、連日のように自宅を訪問し、Aさんや家族に対し、警察への出頭を求め、拒否をしても執拗に出頭を迫っていたことは、捜査方法として許容範囲を超えた違法なものであって、私生活の平穏を害することは明らかなものとして、人権侵害があったと認定しました。

さらに、Aさんの知人や取引先等に、広く、Aさんが犯人であるとかその可能性が非常に高いと言いふらしたことなどは、同じく、捜査方法として許容範囲を超えた違法なものであって、名誉権を侵害することは明らかなものとして、人権侵害であると認定しました。

そしていずれも人権侵害の程度が甚だしく、悪質であると判断し、警告相当との結論を下しました。

【調査を行って感じたこと】

捜査方法が人権侵害に当たるか否かについては、対象事件の性質や捜査の状況等さまざまな要素によって左右される面があると思われますが、本件は、Bさんが現に失踪しているだけで、いまだ遺体も見つからず、客観的に見れば、殺人事件かどうか不明なこと、捜査も任意捜査にとどまっていたことを考えると、明らかに行き過ぎで人権侵害の程度も甚だしいと判断せざるを得ませんでした。

警告は、人権救済申立事件に対する委員会の判断としては最も重いものです。

それだけ悪質なものと判断したわけです。

調査を担当して感じていたことは、本件のような取調べや捜査が是認されてしまえば、疑いをかけられた人の生活はたちまちに破壊され、その人の人生を台無しにしてしまうのだということでした。そして、誰しもが、このような捜査手法の対象となりうるし、いったんそのような捜査が行われてしまうと、取り返しがつかないことがあるということからすれば、空恐ろしくもあるし、本件のような捜査手法が許されないものであるということを、捜査機関側が常に自覚しておいてもらわないといけないのだと、あらためて強く感じています。

また、実際の捜査手法や取調べ方法が違法なのかどうかを、渦中にある当事者やその周囲の人たちが気づき、それに抗うことは実際にはそう容易なことではないわけですから、私たち弁護士も、常日頃、容疑を掛けられた人と向き合うとき、その話をじっくり聞き、違法な取調べや捜査をなくすよう、事件と向き合って行かないといけないとつくづく思った次第です。

最後に、捜査中であることを理由に、警察が調査への協力を拒否したことについては、それを認定の根拠にしたことはありませんが、やはり、非常に残念なことと言わざるを得ません。権力を行使しての捜査方法の人権侵害性が問題となっている以上、それを検証することの意義、必要性を理解し、捜査中であることによる制約はあるにせよ、可能な範囲で協力していただくことが、逆に、警察に対する信頼を高めることにつながるのだということを強く申し上げたいと思います。

事件報告

刑務所での宅下げ制限と人権侵害

委員 角田 勝政



「事件の概要」

横浜刑務所で受刑中のAさんは、出所後料理人と

して自立する夢を持ち、料理に関する雑誌を自費で購入していました。Aさんは出所後にこれらの雑誌を使用したいと考えて家族に宅下げをしていました

が、横浜刑務所は、平成18年4月から、親族への雑誌の宅下げについて、正当な理由がある場合に限り茶封筒を利用した郵送の方法によってのみ認め、これまで行われていた面会時の宅下げや宅配便を利用した宅下げを認めないようになりました。

これによって、申立人は1回に宅下げできる雑誌数が少なくなり、また宅下げに多くの費用がかかるようになりました。また、横浜刑務所では、受刑者が所持できる保管私物についてキャリーバッグに収納できる限度とされており、収納限度を超えた保管私物は廃棄しなければならない運用となっており、Aさんが購入した雑誌数は、通算60冊を超えていて収納の限界が近付いており、宅下げの方法が制限された状態ではAさんは購入した雑誌を廃棄しなければならなくなる危険にさらされることになりました。

Aさんは、横浜刑務所によるかかる運用が人権侵害に当たるとして、2009年9月に横浜弁護士会に対し人権救済の申立を行いました。

ちなみに、宅下げとは、差し入れの反対の意味で、被収容者の金品等を窓口で受け取り、持ち帰るという手続のことです。

「事件の調査経過とその内容」

横浜弁護士会は、本件を私を含む3名の人権擁護委員会所属弁護士によって構成される事件委員会に配転しました。事件委員会は、本件について以下の調査を行いました。

1 Aさんからの事情聴取

事件委員会は、Aさんと刑務所で面会して事情聴取を行った結果、以下のことが判明しました。

- ①郵送によって雑誌を宅下げする場合、宅下げできる雑誌数は3冊で費用は861円（郵便料金850円、封筒代11円）であること
- ②宅配便によって宅下げする場合は、費用は961円（送料950円、梱包代11円）となっており、Aさんが過去に行った宅配便による雑誌以外の宅下げからすると、雑誌であればおよそ20冊程度は宅配便1回の利用で宅下げができること
- ③横浜刑務所が書籍の雑誌該当性について、「〇月号」「第〇号」といった形式的記載の有無によって判断していること

2 横浜刑務所に対する照会

事件委員会は横浜刑務所に対して文書による照会

を行い、横浜刑務所からは、雑誌の取り扱いについて次のような回答がありました。

- ①訓令（被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令）に基づいて入所時にAさんを含む被収容者から同意を得た上で原則廃棄とする扱いとしているが、交付理由を斟酌し交付方法を郵送に限ることとして宅下げを許可していること、
- ②雑誌の交付方法を郵送に限定している理由について、雑誌は単行本よりも取扱量が膨大であり、また単行本と比べると書き込みの有無を確認するのに相当の時間及び労力が必要であって、検査のために他の勤務箇所の職員が不足すると管理運営上の支障が生じ規律秩序の維持にも支障を生じること。
- ③面会時の宅下げについては、保管私物の総量制限を潜脱するため、面会予定もないのに面会時の雑誌宅下げを申請して実質的に領置された状態を継続させる事例が多数あり、管理運営上多大な支障を生じたことから、これを禁止していること
- ④文庫本や単行本など雑誌以外の宅下げについては、宅配便による宅下げを認めていること

3 法令調査

事件委員会は、保管私物の宅下げや閲覧済み雑誌の取り扱いに関する法令について調査を行い、以下の法令が存在することを確認しました。

- ①刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律（以下「刑事施設処遇法」といいます）50条1項が、保管私物を親族に交付（宅下げ）する場合には、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれの有無や被収容者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれの有無を判断することなく、交付を許すものとする定めていること
- ②被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令8条が、刑事施設の長は、雑誌について閲覧後に廃棄させることを原則とすること、廃棄については被収容者の同意を得ることとし、この同意は入所時等の事前に一括して得て差し支えないものとする、と定めていること。

「事件委員会の判断～

人権侵害性の認定」

以上のような調査を踏まえて、事件委員会としては、以下の理由から横浜刑務所の運用が違法であり、

勧告を行うべきであると判断しました。

1 刑事施設処遇法50条1項に違反すること

先に示した通り、同条項は、親族に対する保管私物の宅下げについて、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれの有無や矯正処遇の適切な実施に支障を生じるおそれの有無を考慮することなく、これを許すものとするとして規定しており、他に親族に対する保管私物の宅下げを制限する規定は存在しません。

このような刑事施設処遇法の規定からすると、親族に対して保管私物を宅下げする場合には、何ら制限なく認めるのが法律の趣旨であると考えられることから、宅下げ理由を斟酌し宅下げ方法を郵送に限定する横浜刑務所の運用は、法律に基づかない違法な措置であると判断しました。

2 訓令8条を根拠とした運用が違法であること

横浜刑務所は、訓令8条を根拠にして、雑誌については原則廃棄であり廃棄について申立人を含め被収容者から同意を得ていることから、交付理由を斟酌した上で郵送による宅下げのみを認める運用を行っています。

しかし、訓令は行政機関内部の行政執行に関する定めであり、行政内部に対する拘束力しか有しないことから訓令を根拠に被収容者すなわち国民の権利を制限することはできません。

また、訓令8条は根拠となる法令が特段見当たらないところ、訓令8条を根拠に雑誌の宅下げを郵送に限定する運用は、刑事施設処遇法50条と抵触するものであり、法律の定めと矛盾する運用を行政内部の規則にすぎない訓令を根拠にして行っているものに他ならず、法律による行政の原則に反しているといえます。

以上の点から、横浜刑務所の訓令8条を根拠とした雑誌の宅下げを郵送に限定する運用は、違法な運用と言わざるをえないと判断しました。

3 実質的に管理運営上の支障がないこと

横浜刑務所は、雑誌について面会時の交付又は宅

配便の交付を認めると、書き込み有無の検査に多くの労力が必要となり、管理運営上の支障及び規律秩序を維持する上で支障が生じると主張しています。

しかし、横浜刑務所では、平成18年4月以前は方法の制限なく閲読済み雑誌の宅下げを認めていました。

また、横浜刑務所は、雑誌か否かの判断として「〇月号」や「第〇号」という専ら形式的記載事項で判断しており、雑誌に該当しない書籍や単行本の宅下げは何らの制限なく認めているところ、書籍や単行本の宅下げ時にもこれら書籍の書き込み有無の検査も当然に行っているはずであり、雑誌のみについて宅下げ方法を制限する合理的理由はないものと考えられます。

よって、実質的にみても横浜刑務所の主張する管理運営上の支障は生じないものと判断しました。

「結語～調査を終えてみて」

私たち事件委員会の調査を踏まえ、人権擁護委員会において、勧告を行うべきとの判断に至り、2011年1月の横浜弁護士会常議員会での承認を経た上で、この度横浜弁護士会から横浜刑務所に対して、雑誌の宅下げについて郵送以外の方法も認めるように勧告をいたしました。

刑事施設に関する法律は、被収容者に対する多くの権利制限が問題とされていた旧監獄法に代わって2006年に刑事施設処遇法が新しく施行されているにもかかわらず、今回の件のように、訓令を根拠とした運用によって旧法の時以上に被収容者の権利を制限している現実があることを知り、驚きを禁じえませんでした。

本件勧告が、刑務所において今回の件に限らず刑事施設処遇法に基づいた適正な運用がなされる一助となることを願ってやみません。



日本社会における無国籍者支援の重要性

—無国籍者訴訟勝訴判決確定に至る経緯報告と今後の課題—

委員 小豆澤 史絵



1. 「無国籍者」たちとの出会い

私が非常勤で担当していた神奈川大学法科大学院主催のリーガルクリニックに、彼らが3人の相談者としてやってきたのは今から約3年前のことになります。当時、いくつかの外国人の事件に関わっていましたが、私たちが暮らす日本に、いずれの国の国籍も確認できない「事実上の無国籍者」という人たちがいること、彼らが受け入れ先がないために日本から出ることもできないでいることを、当時、私は全く知りませんでした。

彼らの両親あるいは祖父母は、年代はそれぞれ異なりますが、ベトナムでの戦乱を逃れてラオスを経由してタイへ入国しました。彼らは「ベトナム難民」として様々な差別を受け、小学校に通ったことがない人も大勢います。

彼らの生活は一律に貧しく、そうした中で1990年代のはじめに日本への出稼ぎブームの流れに乗り日本へ行くことを決意しました。しかしタイ国籍を有しない彼らは正規のパスポートを入手することはできません。そこでブローカーから偽造パスポートを入手して日本へやってきました。しかしこのとき彼らは許可なく出国した者としてタイでの居住権を失ってしまったのです。

なお法律的には、彼らは両親や祖父母の出身国であるベトナムの国籍を有していると考えられることもできます。しかしベトナム政府が発行した公的書類を一切持たず、ベトナムとの関係が完全に断たれている今、彼らがベトナムへ行ってベトナム国籍を得るということは現実的には不可能です。

私は目の前の3人が、いずれの国からも国民として受け入れてもらえないという事実にはただ驚くと同時に、「どこにも行けないのであれば、日本にいさせてあげるしかないじゃない。」という極めて素朴な発想で、彼らを支援することを即断しました。しかし在留資格取得の困難さは、私の予想を遥かに超えるものだったのです。

2. 支援の始まり

当初3人のつもりが、あっという間に20名近い同様の立場の人たちが集まってきました。彼らの中には、退去強制令書が出されて仮放免されている人たちと、未だ入管に出頭していない人たちがいました。前者には2年以上収容されていた人たちもおり、改め問題の深刻さを痛感しました。

そこで退令が出ている人たちは再審請求を、未出頭の人たちには在留特別許可申請の手続きをすすめたのですが、そのうちの一人Wさんが、出頭直前に入管に逮捕されてしまったのです。

知らせをきいて入管に面会に行きましたが、手続きには一切通訳が付かなかったとのことで、「サインした」ことは分かりましたが、どのようなやり取りが行われたのかは全く分かりませんでした。またこのときの面会で、同じ立場のDさんが収容されていることが分かりました。Dさんはタイへの帰国が困難であることを知らず、収容施設内でタイへ戻る日を待ちわびていました。

私は彼らの出頭に同行するたびに、「送還もしない。ビザも与えない。それではいったいどうしろと言うのですか!」と訴えてきました。しかし入管の担当者は、「帰国困難というだけでは日本で在留許可を与える理由になりません。」という答えを繰り返すばかりでした。しかも送還が困難であることを承知しながら「逮捕・退令発付・長期収容」という対応が繰り返されることに、なんとかしなければと焦りが募りました。

そこでWさんDさんを原告として、退去強制令書発付処分取消訴訟を提起することにしました。

3. 訴訟での完全勝利

訴訟では、帰国を希望して口頭審理請求権を放棄した彼らの意思表示に「要素の錯誤」があったかという点が争点となりました。

WさんもDさんも、「タイへ帰れる」と考えて帰国を希望しましたが、実際に入管が指定した送還先はタイではなくベトナムでした。ベトナムへ送還されると知っていれば二人とも帰国を希望するはずはありません。送還先を誤解した上での帰国の意思表示は無効であるから、これを基礎とする手続きも無効となるというのが私たちの主張でした。

ところでタイ出身の彼らの送還先がなぜベトナムとされたのかについては若干の説明を要します。

私は当初から、彼らは「事実上の無国籍者」であると考えていましたが、入管は、タイ政府が発行した彼らの身分証明書の国籍欄に「ベトナム」と記載されていることを根拠に、彼らの国籍を「ベトナム」と認定していました。そこで原則国籍国を送還先とするという入管法の規定に従って、送還先を「ベトナム」に指定したのです。

この国籍認定自体が多くの問題を含んでいますが、この点は今回の訴訟の争点ではなく、争点はあくまで原告らが送還先を正しく理解した上で帰国を希望したか否かでした。もっともこの点は調書が証拠として提出した段階で勝負がついたと言っても過言ではありませんでした。それくらい、提出された調書は杜撰だったのです。

Dさんを例にとると、「私の家族は皆タイにおり、ベトナムには誰もおりませんのでタイへ帰れるよう手続きをお願いします。」と手書きされた後、不動文字で、「認定に従えば、本国に帰らなければならないことはよく分かりました。私は認定に服し、口頭審理を放棄します。」と記載されており、入管は「本国」とは「ベトナム」を指すと説明しました。

単純に国語の問題としても上記二つの文章のつながりがおかしいことは明らかです。ましてDさんの立場や心情に照らせば、タイへの帰国を希望した直後にベトナムへの送還を了解することなどあり得ません。しかし担当した入国審査官は尋問の場においても、「Dさんはタイへ帰れるよう手続きをお願いしますと言ったあと、迷うことなくベトナムへ帰ることを納得した。」と主張して譲りませんでした。

では、送還先を正しく理解していなかったとしても、それが「帰国」を希望する上で「要素の錯誤」となるのか。この点入管側は、「送還先がどこに指定されるかは「帰国する。」という意思表示の「要素」ではないし、そもそも法令上入国審査官に送還先を伝える義務は課されていない。」と主張しました。そんな無茶苦茶な理屈が通るはずはないと確信してはいましたが、一方で入管法上の規定がないこ

とも確かなので、裁判所がこの点をどう判断するか最後まで不安がありました。

しかし一審の判決は、以下に引用する通り、実に明快な論旨で入管側の主張を退けました。

「いずれの国に送還されるかについては、退去強制される者の重大な利益に関わる事項であり、また、退去強制される者が最も関心をいただく事項であることからすれば、違反審査を担当する入国審査官は、容疑者に対して送還されることになる具体的な国名を示した上で、口頭審理請求権を放棄するか否か、すなわち本邦への在留を希望するか否かについての意思を確認する必要があるというべきである。」

国側は一審の判決を不服として控訴しましたが、控訴審も一審の理由付けを踏襲した上で、「希望する送還先であるタイへの送還の実現可能性や予想される送還先であるベトナムへの国名を挙げて具体的に説明する（中略）条理上の義務があったというべきである。」と判示しました。



4. 最終的な解決へ向けて

こうして一審、控訴審と完全な勝利を収めベトナムを送還先とする退去強制令書は取り消されましたが、DさんやWさんに在留資格が与えられるわけではありません。手続きが巻き戻されて口頭審理が行われても、在留特別許可の結論が出るには相当長期間待たされることを覚悟してまいりました。ところが思いがけないことに、判決確定後1カ月余りでDさんとWさんに在留特別許可が出たのです。

更につい先日、新たにまた一人入管に逮捕されたとの知らせ受け面会に行きました。面会時点で違反審査は終了していましたが、手続きにはすべてタイ語の通訳が付いていたとのことであり、口頭審理の請求もなされていました。更に仮放免を申請すると僅か1週間で許可されました。

こうして、今回の裁判で「逮捕・退去発付・長期収容」という流れには一応の歯止めをかけることができました。また、WさんDさんの在特は予想外の大きな成果でした。しかしながら、何十人という同じ立場の人たちが、未だ将来への目途が全くつかない状態で放置されています。

彼らとの関わりの中で、私がとても印象に残っている出来事があります。彼らの内の一人が外国人登

録証を初めて手にした時のことです。「在留資格なし」のカードであるにも関わらず、「あー、自分なんだって。こうやって名前が書かれているだけで嬉しい。」とカードを大事そうに何度も眺めていました。その姿に、彼らが生まれながらにしていかに社会から疎外されてきたのかを改めて思い知らされました。

日本では、「難民」と違い「無国籍」というだけでは保護されません。そもそも入管は彼らに「ベトナム」という何ら実効性のない国籍を押し付け、彼らが「無国籍」であるとう問題を直視しようとしません。世界人権宣言第15条 第1項は「すべて人は、国籍をもつ権利を有する。」と規程していますが、現実の彼らは、国籍はおろか入留資格を得ることすら困難を極めています。彼らの多くは50歳を超えています。もしこのまま働くことも許されず社会保障もない「仮放免」の状態が続けば、生死にも関わる問題です。

裁判での勝利はあくまで支援の最初の一步にすぎません。彼らが生涯「不法滞在者」として放置されることがないように、いつか全員が在留資格を得て安心して人生を送れる日まで、支援を続けていきたいと考えています。

2010年人権擁護委員会の活動

横浜弁護士会人権擁護委員会 委員長 佐藤 昌樹



1 人権擁護委員会とは

「基本的人権の擁護と社会正義の実現」。弁護士法1条に掲げられたこの弁護士の使命が、弁護士が社会から信頼される存在となっている淵源であることは間違いありません。個々の弁護士が日々の事件を扱う中でもこうした使命を果たすことはできますが、弁護士会としても、基本的人権の擁護のための様々な委員会が様々な活動を行っています。刑事被疑者・被告人の権利を守る刑事弁護センターもそうですし、消費者の権利を守る委員会、子どもの権利

や高齢者・障害者の権利を守る委員会など、それぞれの分野で活発な活動が展開されています。

そうした弁護士会の人権擁護活動の中で、最も広く、基礎的な部分を担うのが人権擁護委員会ということになるのでしょうか。具体的な活動としては2種類、一つは人権侵害を受けたという市民からの申立を受けて具体的に調査を行い、必要があれば人権侵害を行った相手に警告や勧告を発する人権救済活動です。もう一つは、様々な人権課題についての調査・研究や、講演会や学習会の企画、無料相談の実施などを行う活動があります。

2 人権救済申立事件と

警察等への勧告

弁護士会には、毎年多数の人権救済の申立が寄せられています。特にここ数年の申立件数の増加は顕著で、2007年度は54件、2008年度は83件、2009年度も65件に達しました。しかし、2010年1月からの申立は急減し、2010年度は、12月までで24件となっています。近年の件数増の大きな要因は、横浜刑務所に対する人権救済申立の件数増ということで、2010年の件数減少も横浜刑務所案件の減少ということなのですが、その理由についてはよくわかりません。横浜刑務所では、以前から過剰収容が問題となっていて、多いときには定員の120%を超えていました。そのようなときは、定員6人の部屋に8人を収容するなどしていましたが、受刑者も刑務所職員もストレスが高まっていたと思われますが、その収容率が2010年に入って110%を切るようになっていて、そのことが申立件数の減少に関係しているのかもしれませんが。もちろん、そうはいつでも横浜刑務所を相手とする申立は継続して行われていますので、当委員会としては、今後も注意しながら状況を見ていきたいと思っています。

人権救済申立を受け付けると、その必要があると判断した場合には原則3名の委員で構成される事件委員会を組織し、調査を行います。そして調査の結果、人権侵害が認められ、弁護士会として措置すべき事案については、弁護士会常議員会の承認を経て、勧告・要望等の意見を相手方に表明します。2009年12月以降では、次の3件の勧告等を発しました。

- ① レッドパージについて勧告
(2009年2月18日付け)
- ② 神奈川県警・相模原警察署に対する警告
(2010年12月9日付け)

この二つの事件については、別稿をお読み下さい。

- ③ 神奈川県警・緑警察署に対する勧告
(2010年12月9日付け)

ある男性が車を運転し、前方交差点の信号が赤信号の下に右折矢印が表示される状態だったところを、その交差点で転回してしまいました。これは信号無視になりますので、それを見たパトカーに停止を命じられました。この男性は、右折矢印で転回できると思っ

ていたもので、停止しても運転免許証を見せず、結局道路交通法違反の現行犯として逮捕されました。逮捕後、午後4時30分頃、緑警察署に連行された男性は、運転免許証も見せ、警察もそのコピーも取りました。しかし緑署では、この男性を取調室に移して午後7時10分まで「対話」を行い、午後7時10分から40分ほど「取調」を行って、この男性は解放されました。

この「対話」という言い方は、警察からの回答の文言なのですが、ここで行われたのは本件道路交通法違反についての話であり、取調室という場所で、現行犯逮捕から引き続いて行われていますので、実質的には取調と言わざるを得ないものです。刑事訴訟法上、被疑者に対する取調を行う場合には、まず黙秘権の告知をしなければならないのですが、この「対話」を行うときに黙秘権の告知はしていませんでした。これはやはり被疑者の人権を侵害するものです。

そしてそもそも、本件では運転免許証を提示した段階で、この男性の身元等確認できたのですから、その時点で身柄を拘束する必要もなくなっていたはずですが。それなのに、長時間被疑者を警察に留め置き、黙秘権の告知もなく実質的な取調を行ったことは人権侵害であると判断し、今後はこのような捜査を行うことのないよう勧告を求めました。

3 各種人権課題に向けた取組

- (1) ここ数年の人権課題として、その救済の必要性が最も高く、当委員会でも継続して取り組んでいたのが反貧困問題です。2010年10月に、横浜弁護士会に貧困問題対策協議会が設立され、活動の主体はそちらに移りましたが、当委員会の委員がこの協議会の中心メンバーとなって活躍しています。
- (2) 横浜弁護士会として、人権課題について何らかの意見表明を行うことがあります。

今年度も、当委員会が中心になって働きかけ、以下の会長声明を出していただくことができました。

・神奈川県労働センター等における労働相談活動の維持・拡充を求める会長声明

- ・選択的夫婦別氏制度などを導入した民法改正の早期成立を求める会長声明
- ・『高校無償化』制度について、全ての外国人学校を対象にすることを求める会長声明
- (3) 当委員会の部会が中心となって、今年も様々な弁護士会内の研修会を開催しました。「外国人事件の基礎知識」や、「難民支援問題研修会」、「労働審判事例検討会」、「DV事件経験交流会」など実務に即した研修を心がけてきました。

さらに、2010年は沖縄の普天間基地問題が注目を集めてきましたが、神奈川県は、沖縄に次ぐ基地県です。当委員会内にも、基地問題調査研究部会があり、以前から神奈川県の基地問題を調査し、他県の基地問題に取り組む委員会等と連携を取ってきましたが、今年の情勢にも鑑み、改めて神奈川の基地問題の調査を始めたところです。2011年1月の弁護士フェスタでも、その取組についてシンポジウムを行うことになっています。

編集後記

人権かながわは、例年、横浜弁護士会の県民向け集会である弁護士フェスタの開催に合わせて発行していますが、今年度は、弁護士フェスタが、2011年1月と、これまでに最も遅い時期に開催されることになったため、人権かながわの発行も十分な時間的余裕があるはずでした。しかし、現実には、ここ数年で最も編集作業が遅れてしまいました。

ひとえに、ぎりぎりになるまでエンジンがかからない編集責任者の私のせいです。ご迷惑をお掛けした関係者の皆様に、心よりお詫び申し上げます。

ところで、特集としては、労働問題を取り上げております。澤井委員の報告にもありましたし、横山さんへのインタビューでもありましたが、雇用という最も大切な生活の基盤が、不公正に踏みにじられている現実を知っていただき、その現実立ち向かっていくことの必要性を再認識していただけるものと思います。

ほかにも、小豆澤委員の無国籍者の在留資格の裁判事件報告、警察、刑務所の人権侵害の調査報告等を読んでいただければ、そこに、1つの共通項が垣間見えるのではないかと思います。個人の尊厳をいとも簡単に踏みつけにすることを厭わない、理念のない政治、行政が堂々とまかり通っているように思います。

この国の人間たちは（どこかの珈琲のCMみたいですが）、本当に大切にすべきものを見失っているのではないかと、ある種の苛立ちのようなものを禁じえません。

でもまあ、あきらめずに頑張っている人たちの活動報告を見ていただくことで、前を向いていただければと思っています。

では、2011年が皆様にとって昨年より少しでも良い年になりますように。

(人権かながわ編集チーム

折本 和司)

